

水道料金改定に向けた 審議会のイメージ

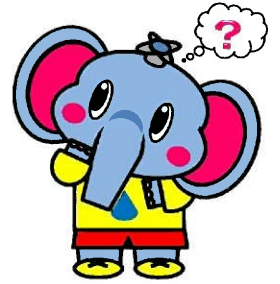
令和2年10月

荒尾市企業局

水道料金改定に向けた審議会への諮り方について

「水道料金」はどうやって決まるのですか？

水道料金は「荒尾市水道条例」で決められています。



「荒尾市水道条例」はどうやって決まるのですか？

荒尾市水道条例は「荒尾市議会」の賛成（議決）が必要です。

企業局が「荒尾市議会」に提案するんですね。

荒尾市議会に提案する前に、水道料金改定について審議会への調査、審議を求め（諮問）その結果（答申）について荒尾市で整理を行い「市議会に提案」します。

荒尾市上下水道事業運営審議会条例（抜粋）

- 第2条 審議会は、企業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を管理者に答申する。
- (1) 市の経営する水道事業及び下水道事業の運営に関すること。
 - (2) その他管理者が水道事業及び下水道事業の運営上必要と認める事項に関すること。

今後の審議会は「水道料金改定」について調査、審議を行っていただく予定です。



水道料金改定に向けた審議会のスケジュール案

予定時期	審議会等	審議内容
令和2年12月中旬	第1回水道料金改定審議会	①水道料金改定諮問 ②荒尾市水道料金の現状 ③水道料金改定が必要な理由
令和3年1月中旬	第2回水道料金改定審議会	①新たな建設改良財源の検討 ②料金改定案の検討
令和3年2月中旬	第3回水道料金改定審議会	①新たな建設改良財源の決定 ②料金改定案の決定 ③水道料金改定答申の検討
令和3年4月中旬	第4回水道料金改定審議会	①料金改定案の決定（予備日） ②水道料金改定答申の決定 ③今後のスケジュール ④長期財政の確認
令和3年5月中旬	水道料金改定答申（会長のみ）	会長から企業管理者へ答申

※ スケジュール内容については変更の可能性があります。

